



特定技能外国人受入れ支援

カーアンドビジネスソリューションズ協同組合





カーアンドビジネスソリューションズ協同組合

設立

2017年4月19日

所在地

東京都中央区新川1-3-3-2F

代表理事

五十嵐 真一

登録支援機関

19登-000453

監理団体許可

許1704002161

経済産業省 ・ 国土交通省 ・ 内閣総理大臣 認可

組合情報

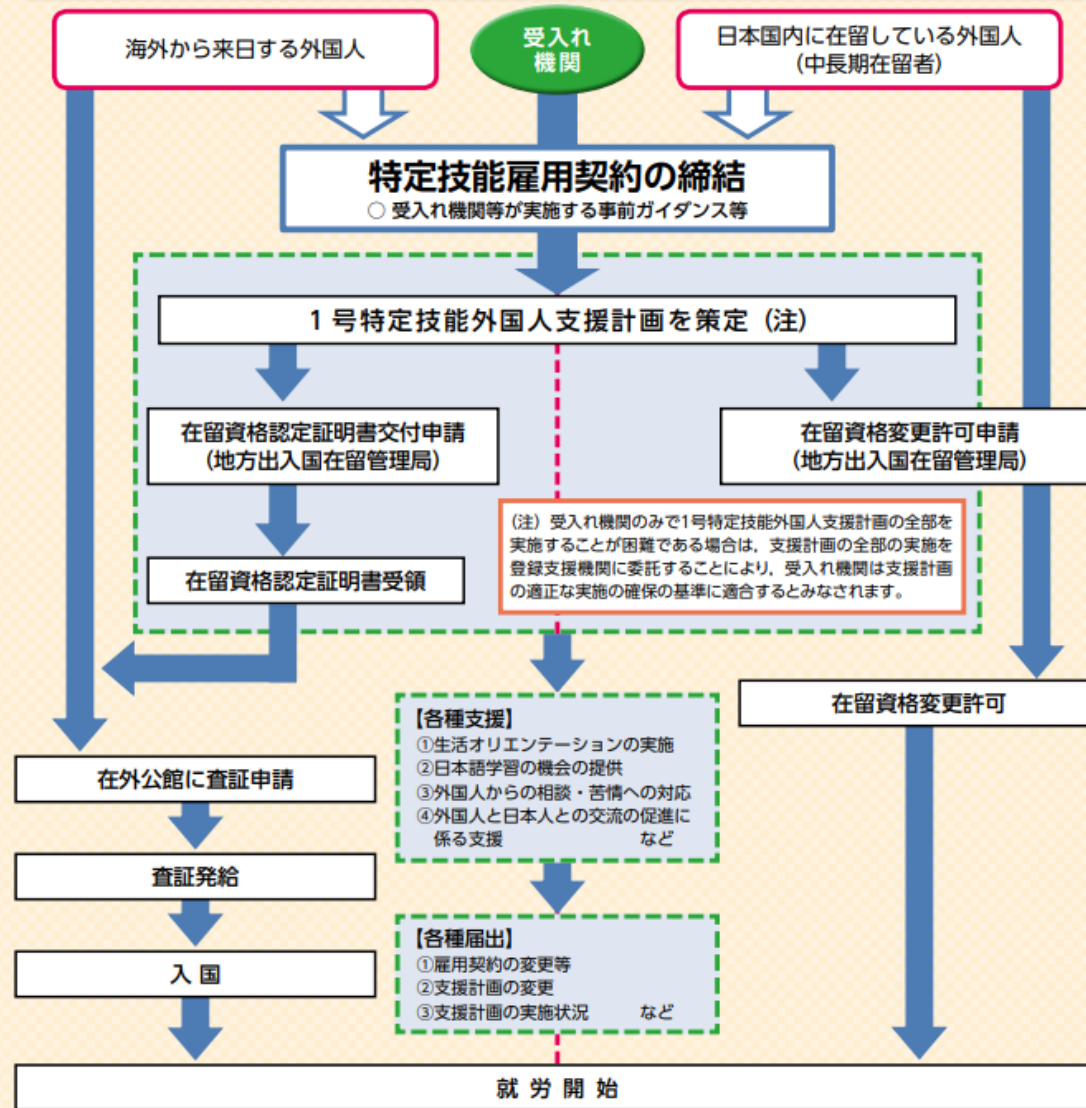
CBSは特定技能外国人の受入れ支援を
実施できる、登録支援機関です。



在留資格『特定技能』とは

特定技能は、深刻な人手不足の状況に対応するため、一定の専門性・技能を有し、即戦力となる外国人を正社員として雇用するための制度です。

1号特定技能外国人の受入れ手続の概要



対象となる14の特定産業分野

- 介護
- ビルクリーニング
- 素形材産業
- 産業機械製造業
- 電気・電子情報関連産業
- 建設
- 造船・船用工業
- 自動車整備
- 航空
- 宿泊
- 農業
- 漁業
- 飲食料品製造業
- 外食業

これまで外国人の正規雇用が難しかった飲食業界も対象となりました！

特定技能のポイント

- 在留期間：通算最大5年まで
- 技能・日本語水準：試験で確認

※技能実習2号を修了した技能実習生は試験など免除

- 登録支援機関による支援の対象

登録支援機関に 委託できる業務

特定技能外国人は正社員として企業様と雇用契約を結びますが、企業様(受入れ機関)は支援委託契約を結ぶことで、法で定められた必要な支援の全てを登録支援機関に委託することができます。

支援計画について

企業様(受入れ機関)は、雇用する特定技能外国人が安定的かつ円滑に仕事に従事することができるようにするため、仕事上・日常生活上・社会生活上の支援をすることが義務付けられています。**=企業による支援計画の作成及び実施**

①事前ガイダンス

・雇用契約締結後、在留資格認定証明書交付申請前又は在留資格変更許可申請前に、労働条件・活動内容・入国手続・保証金徴収の有無等について、対面・テレビ電話等で説明



②出入国する際の送迎

・入国時に空港等と事業所又は住居への送迎
・帰国時に空港の保安検査場までの送迎・同行



③住居確保・生活に必要な契約支援

・連帯保証人になる・社宅を提供する等
・銀行口座等の開設・携帯電話やライフラインの契約等を案内・各手続の補助



④生活オリエンテーション

・円滑に社会生活を営めるよう日本のルールやマナー、公共機関の利用方法や連絡先、災害時の対応等の説明



⑤公的手続等への同行

・必要に応じ住居地・社会保障・税などの手続の同行、書類作成の補助



⑥日本語学習の機会の提供

・日本語教室等の入学案内、日本語学習教材の情報提供等



⑦相談・苦情への対応

・職場や生活上の相談・苦情等について、外国人が十分に理解することができる言語での対応、内容に応じた必要な助言、指導等



⑧日本人との交流促進

・自治会等の地域住民との交流の場や、地域のお祭りなどの行事の案内や、参加の補助等



⑨転職支援(人員整理等の場合)

・受入れ側の都合により雇用契約を解除する場合の転職先を探す手伝いや、推薦状の作成等に加え、求職活動を行うための有給休暇の付与や必要な行政手続の情報の提供



⑩定期的な面談・行政機関への通報

・支援責任者等が外国人及びその上司等と定期的(3か月に1回以上)に面談し、労働基準法違反等があれば通報

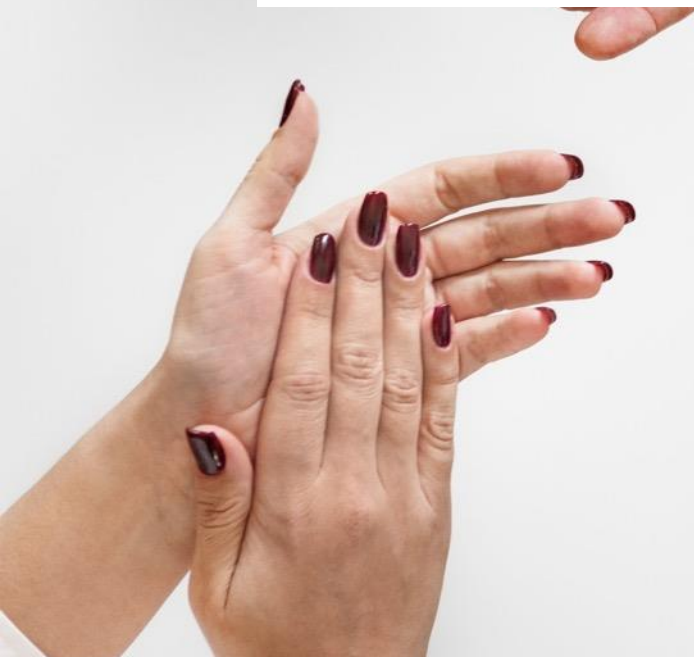


登録支援機関と
支援委託契約を締結すると

支援計画の全て又は一部の
実施を登録支援機関に委託
することができます。



特定技能は2019年4月に新設されたばかりの制度で、分かりづらい点が多いことと存じます。
受入れにご興味のある企業様は、まずはお気軽にお問い合わせください。



カーアンドビジネスソリューションズ協同組合

03-6222-8399

home@cbs-coop.info

<https://cbs-coop.info/>

